

一宮町保育所保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 8 月 21 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第 49 号

一宮町保育所保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示

一宮町保育所保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱（令和 4 年 9 月 1 日告示 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「取扱金融機関が指定する預貯金口座振替依頼書等（以下「依頼書等」という。）を、千葉銀行に預金口座を有する納付義務者は町長を経由して千葉銀行に、千葉銀行以外の取扱金融機関に預貯金口座を有する納付義務者は直接当該取扱金融機関に提出するものとする」を「一宮町保育料口座振替依頼書（別記第 1 号様式。以下「依頼書」という。）を取扱金融機関に提出しなければならない」に改め、同条第 2 項中「等」を削り、「預貯金口座振替申込書等を速やかに町長に提出するものとする」を「一宮町保育料口座振替申込書（別記第 2 号様式）を町長に提出するとともに、当該依頼書を保管しておかなければならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 取扱金融機関は、依頼書の記載事項に不備があると認めるときは、これを受理せず、

納付義務者へ返却するものとする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(変更又は廃止手続)

第5条 納付義務者は、前条第1項の規定により依頼した口座振替の内容を変更し、又は廃止する場合は、指定預貯金口座に係る取扱金融機関に依頼書を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、変更又は廃止手続について準用する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に一宮町保育所保育料預貯金口座振替収納事務取扱要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。